

2012年6月



SRI INFORMATION

社会保険労務士事務所 SRI

連絡先：〒879-2114 大分市大字大平 592-1

電話・FAX：097-576-1423

PHONE：090-9697-3726

e-mail：info@sri-oita.jp

URL：http://sri-oita.jp

障害者の雇用率を上げへ

民間企業における障害者雇用率について、来年4月より、現行の「1.8%」から「2.0%」に引き上げ、義務付け対象企業の規模を「56人以上」から「50人以上」に拡大する方針が明らかにされました。

個別労働紛争に関する相談件数が過去最多

2011年度に全国の総合労働相談コーナーに寄せられた労働相談件数が110万9,454件(前年度比1.8%減)でした。そのうち「個別労働紛争解決制度」に基づくものは25万6,343件(同3.8%増)で統計を開始した02年度以降で最高となっています。相談内容は、「解雇」(18.9%)、「いじめ・嫌がらせ」(15.1%)が上位となり、特にパワーハラスメントなど「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が増加しています。

建設業者に社会保険書類義務付け

国土交通省は2012年6月3日までに、建設労働者の社会保険加入率向上のため、建設業者が都道府県に営業許可を申請する際、雇用保険と健康保険、厚生年金の3種類の加入状況を記した書類の提出について義務付けをすることを決定しました。既に関係省令は改正されており、11月から適用となります。

精神障害者の雇用義務化へ

厚生労働省は、新たに精神障害者の採用を企業に義務づける方針を固めました。障害者の社会進出をさらに促す狙いです。企業に達成が義務づけられている障害者雇用率は、上がることになりそうです。身体障害者に加え、知的障害者の雇用を義務化した1997年以来の対象拡大になります。企業だけでなく、国や地方公共団体などにも義務づける予定です。

個人年金保険の保有契約件数と金額が過去最高

個人年金保険の保有契約件数が前年度比4.0%増の1975万件、金額が3.3%増の98兆9154億円と、それぞれ9年連続で前年を上回り、過去最高を更新していることが、生命保険協会が発表した加盟43社による平成23年度末の生命保険事業概況で分かりました。少子高齢化や国家財政状況の悪化を背景とした、老後に所定額を受け取れる個人年金への関心の高まりを反映した結果となっています。

～裏ページに続く～

平成21年に改正された「育児・介護休業法」のうち、従業員数100人以下の企業には猶予されていた制度が、7月1日より適用されます！

◇介護休暇◇

要介護状態にある対象家族*の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合、1日単位での休暇取得を認めなければなりません（休暇日数の限度は、対象家族が1人ならば年5日、2人以上ならば年10日）。

*「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、「対象家族」とは、従業員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母をいいます。

対象となる従業員…原則としてすべての男女従業員。勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

◇所定外労働の制限◇

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

対象となる従業員…原則としてすべての男女従業員。勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

◇短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）◇

3歳に満たない子を養育する従業員で育児休業をしていないものに対し、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

対象となる従業員…原則として、1日の所定労働時間が6時間を超えるすべての男女従業員。

ただし、次のa～cの従業員は、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

- a 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
- b 週の所定労働日数が2日以下の従業員
- c 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

☆新たにこれらの制度の対象となる企業では、あらかじめ就業規則などに制度を定め、従業員に周知しておく必要があります。就業規則などへの規定がお済みでない場合は、ご相談ください。

～心に残る言葉～

「努力したものがすべて成功するとは限らん。だが、成功したものは全て努力しておる。」

あるボクシングを題材にした漫画に出てくる言葉です。まさにこの言葉のとおり。結果はどうであれ、やらなければ成功することはできないと思います。迷ったときはこの言葉を思い出して行動するようにしています。